

○宮崎大学教育学部就職委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 31 年 2 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、学生の就職を促進するため、宮崎大学教育学部就職委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、関連する各教員及び各種委員会との緊密な連携のもとに、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 就職対策に関する活動の企画・立案
- (2) 就職に関する情報の収集・広報活動
- (3) その他就職促進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 小中一貫教育コースの文系、理系及び芸術・生活系の各グループから選出された教員各 1 人
- (3) 教職実践基礎コースから選出された教員 1 人
- (4) 発達支援教育コースの各専攻から選出された教員 各 1 人
- (5) 教務委員会の就職担当委員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号委員は、1 年毎に半数を改選する。
- 3 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、第 3 条の第 1 号委員をもって充て、副委員長は第 3 条の第 2 号、第 3 号及び第 4 号委員の中から互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事に入ることができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 宮崎大学教育学部企業・公務員等就職委員会規程（平成28年4月1日制定）は、廃止する。